

改正後	現 行
<p>10 契約の締結</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>削除</p> <p>(4) 契約保証金については、尼崎市契約規則第31条に基づき、契約金額の100分の5に相当する契約保証金を契約締結時に納付することとします。ただし、尼崎市契約規則第32条の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。</p> <p>(5) 事業者は、管理者を定めるとともに、業務遂行に必要な専門知識と経験を有する者を支援員として定めるとともに、ソーシャルワーク専門職員、心理療法担当職員を置く時は、当該職員を定め、契約締結後7日以内に指定の様式（様式2）により本市に報告すること。また、内容に変更があった場合においても速やかに本市に報告をしてください。</p> <p>(6) 事業者が本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることは禁止します。ただし、事業者が本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、次の事項を遵守してください。</p> <p>ア 事業者は本業務の一部を第三者に委託、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ本市の承認を得る必要があります。</p> <p>イ 事業者は本市に対し、本業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号、名称その他必要な事項を遅滞なく報告する必要があります。</p> <p>ウ 事業者は、本市が指定する事項をその第三者</p>	<p>10 契約の締結</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 業務委託に係る契約は、委託者である本市と受託者である事業者が、目的及び課題を共有するとともに、適切な役割及び責任の分担の下で連携し協働の取組を行う「協働契約」とします。本市及び事業者は、事業を実施するに当たり、対話を重ねること及び合意に向けて努力を積み重ねることを基本とします。</u></p> <p>(5) 契約保証金については、尼崎市契約規則第31条に基づき、契約金額の100分の5に相当する契約保証金を契約締結時に納付することとします。ただし、尼崎市契約規則第32条の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。</p> <p>(6) 事業者は、管理者を定めるとともに、業務遂行に必要な専門知識と経験を有する者を支援員として定めるとともに、ソーシャルワーク専門職員、心理療法担当職員を置く時は、当該職員を定め、契約締結後7日以内に指定の様式（様式2）により本市に報告すること。また、内容に変更があった場合においても速やかに本市に報告をしてください。</p> <p>(7) 事業者が本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることは禁止します。ただし、事業者が本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、次の事項を遵守してください。</p> <p>ア 事業者は本業務の一部を第三者に委託、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ本市の承認を得る必要があります。</p> <p>イ 事業者は本市に対し、本業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号、名称その他必要な事項を遅滞なく報告する必要があります。</p> <p>ウ 事業者は、本市が指定する事項をその第三者</p>

<p>に遵守させるための措置を講じる必要があります。</p> <p>(7) 本業務の実施において、仕様書に基づき事業者が作成し本市へ提出した支援状況報告書等の関係書類については、利用世帯が同意する範囲内で、本市の関係部署およびその他関係機関と情報共有するものとする。</p>	<p>に遵守させるための措置を講じる必要があります。</p> <p>(8) 本業務の実施において、仕様書に基づき事業者が作成し本市へ提出した支援状況報告書等の関係書類については、利用世帯が同意する範囲内で、本市の関係部署およびその他関係機関と情報共有するものとする。</p>
---	---